

八丈町農業委員会

第1回臨時総会議事録

平成31年4月1日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成31年4月1日(月) 13:00～15:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

6. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

7. 議事

会議日程

- 1) 町長挨拶
- 2) 辞令交付
- 3) 臨時議長の指名
- 4) 会長選挙
- 5) 会長職務代理者の選任
- 6) 議席の決定
- 7) 会議録署名委員の指名

議件

- 8) 議案第1号 八丈町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 9) 協議第1号 各種担当委員の選任
- 10) 協議第2号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 11) その他 平成30年度八丈町農地賃借料情報について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 浅沼 利光

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

12)八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ

13)八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行

14)島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴

15)島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[会議内容]

事務局 本日は農業委員の任命の後、最初に行われる総会になりますので、「農業委員会等に関する法律第27条の規定」により、町長が召集しております。なお、本日の出席委員は14名です。定足数に達しましたので会議は成立しております。只今より平成31年度八丈町農業委員会第1回臨時総会を開会いたします。それでは日程1・町長挨拶について、町長お願いいたします。

町長 皆さんこんにちは、制度が変わり第1回目の臨時総会ということになりますが、制度が変わっても皆様には引き続き島の農業の発展のためご尽力、協力していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。農業委員会制度も変わり、皆様方も苦勞されているとは思いますが、まだまだ島の農業は伸びると考えています。人口減少が叫ばれる中で後継者対策なども大変です。しかし担い手を一人でも多く確保していただき今後更なる飛躍を目指すためには皆様方の力が必要です。今後農業委員会の更なる発展とご尽力をお願いしまして私の挨拶とさせていただきます。

事務局 続いて日程2・辞令交付を行います。

町長より順次辞令交付

事務局 これをもちまして辞令交付を終了します。町長は所用によりここで退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。続いて日程3・臨時議長の指名ですが地方自治法第107条に準じて年長の委員をあてるという事で宜しいでしょうか

異議なし

事務局 それでは年長の委員の「沖山宗春」委員に、臨時議長をお願いしたいと思います。議長席にどうぞ。

臨時議長 只今臨時議長に指名されました沖山宗春です。よろしくお願ひします。それでは日程4・会長選挙についてですが選挙の方法は投票と推薦のいずれが宜しいでしょうか

協議の結果推薦となる

臨時議長 推薦の方法ですが通例ですと各地区1名、計5名の委員が別室で協議し推薦いただいておりますが、その方法で宜しいでしょうか

異議なし

臨時議長 それでは各地区の代表者は第一会議室で協議をお願いしたいと思いますが、代表者は決まっていますか

(三根 浅沼 博之委員・大賀郷 菊池 國仁委員・榎立 伊勢崎 武二委員・中之郷 大澤 正雄委員・末吉 沖山 宗春委員の順に代表者を確認する。)

それでは、代表者は第一会議室で協議をお願いします。それ以外の方は休憩とします。

休憩後

臨時議長 再開いたします。どなたを推薦なされますか

菊池 國仁委員 沖山 慶孝委員を推薦したいと思います。

臨時議長 只今「沖山 慶孝」委員が会長に推薦されましたが、ご異議ございませんか

異議なし

臨時議長 異議なしと認めます。「沖山 慶孝」委員が会長に決まりましたので新会長と交代いたします。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました、それでは「沖山 慶孝」会長、議長席をお願いします。

議長 先ほど町長からもありましたが、人口が減少していく中で農業委員会の業務、遊休農地の解消や、担い手の確保など大変な課題が多くありますが、協力して頑張っていきましょう。それでは、日程5・会長職務代理者の選任ですが事務局より説明をお願いします。

事務局 八丈町農業委員会会議規則16条の規定によって委員の互選により職務代理者をあらかじめ定めることができることになっておりますので、宜しくお願ひ致します。

議長 只今説明がありました但推薦により選任したいと思ひますが如何でしょうか

異議なし

議長 ここで休憩し、協議することにいたします。

休憩中・協議

議長 再開いたします。どなたを推薦されますか。

議員 会長一任で良いと思ひます。

会長 会長一任ということで任されたので浅沼 博之君を推薦したいと思ひますがどうでしょうか

浅沼 博之委員 職務代理者に決定

議長 浅沼 博之委員が職務代理者に決定いたしましたので、一言挨拶をお願いしたいと思ひます。

浅沼 博之委員 菅さんの跡継ぎで職務代理者を行うこととなりました。皆さんの協力をお願いします。

議長 次に日程6・議席の決定についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 八丈町農業委員会会議規則第7条によりあらかじめ定めることになっておりますので宜しくお願い致します。

議長 ここで休憩し、協議することにいたします。

休憩中・協議

議長 再開いたします。協議しました席順を事務局より読み上げます。

事務局読み上げ（1番 磯崎 正・2番 伊勢崎 武二・3番 菊池 國仁・4番 菊池 寛
5番 磯崎 典雄・6番 浅沼 實・7番 菊池 家司・8番 大澤 正雄
9番 菊池 勝男・10番 奥山 完己・11番 青木 保憲・12番 冲山 宗春
13番（職務代理者）浅沼 博之・14番（会長）冲山 慶孝

議長 只今朗読のありました席順にご意義ありませんか？

異議なし

議長 それでは議席はこのように決定いたします。それではご足労ですが議席に移動をお願いします。

議長 次に日程 7. 会議録署名委員の指名ですが 1 番委員・2 番委員さんをお願いします。

議長 続いて議案に入らせていただきます。

議長 議案第 1 号 八丈町農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明いたします。

事務局 先にこの議案資料におきましては、個人情報保護取扱いの情報となりますので、議場からの持ち出しを禁止しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第 1 号 八丈町農地利用最適化推進委員の委嘱について上記議案を提出する。平成 31 年 4 月 1 日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

別紙のとおり、本件については、農業委員会等に関する法律第 17 条により農地利用最適化推進委員を委嘱するため提出する。

農業委員会等に関する法律第 8 条の規定に基づき、農業委員候補者の評価を行い町長に報告するため、町では八丈町農業委員候補者評価委員会を設置し委員の評価基準を作成しております。八丈町農地利用最適化推進委員の評価においてもこれに準じて、八丈町農地利用最適化推進委員評価基準に基づいて行いたいとおもいます。

議案の表紙と一緒にホッチキスで綴られているのが評価様式及び採点基準となっております。クリップにて一緒にとめていた別立てのホッチキスで綴られているものが、個別採点票のサンプル版を表紙としており、表紙右下にもございますが、皆様にご確認いただくのは応募者全員の一覧表、次ページ A 3 版片袖折りとなっております用紙をご覧くださいと思います。

先に述べました別冊の採点基準と前回採点と届け出用紙からの情報を参考に各者各項目の点数をつけさせていただきまして、事務局採点案といたしました。その結果、今回の応募者全員選任すべき点数として算定がなされた案となっております。

事務局採点案につきましてお諮りいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま事務局よりの説明が終了しましたが、全員採点基準を満たしているとの説明でしたが、

よろしいでしょうか？

異議なし

議長 協議第 1 号 各種担当委員の選任に入る前に農業委員会事務局及び町産業系の体制が変わりましたので紹介いたします。

各職員自己紹介

議長 それでは協議第1号 各所担当委員の選任について事務局より説明いたします。

事務局 本日協議第2号に絡む案件となりますが、農業委員会は毎年、活動目標と活動計画を定め、その計画に対する数値的評価を行っていくこととされております。

八丈町農業委員会では毎年、2P目に案として綴っておりますが活動目標を掲げ、通例部会の担当委員を各重点目標毎に充てさせてもらっております。

また各部会委員に置かれましては、各種町の会議体の委員も担っていただいております、双方の組織の目的の達成を目指す役割となりますので、改めて部会委員をご協議いただけたらと思います。資料3～12Pが各種農業委員が充てられている町の会議体の設置している要綱、決まりごととなります。資料巻末13Pが担当部会となります。改めまして…農地流動化担当【流動化とは農業担い手に土地の貸与や譲渡の推進を図る用語となります】共撰担当が役割を兼ね、担い手担当と座談会担当【座談会とは地域農業者と農業委員会との意見交換会を指しております】が役割を兼ねることとなります。今期につきましては、先の2月総会でご提案いたしました農業の業務上の焼却行為と違法な野焼き行為との分別を図る検討部会を設けさせていただきました。

活動目標案は前年度から変更ない案としておりますが、担当委員方の割り振り次第では書きぶりや重点目標の分類の見直し、ご意見ございましたら文書校正・追加を行い25日の第1回通常総会で決定いたしたいと思っております。

それでは部会委員をご協議いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、一旦休憩をし各委員を決めたいと思っております。

休憩 ・協議

協議後委員決定 (農地流動化・共撰担当・部長 沖山 慶孝会長・磯崎 正・菊池 寛・浅沼 實
菊池 家司・担い手・座談会担当・部長 沖山 宗春・浅沼 博之・伊勢崎 武二・菊池 國仁・大澤 正雄・農委だより編集・視察担当・部長 菊池 勝男
磯崎 典雄・青木 保憲・農業者年金担当・奥山 完己・農業業務焼却検討部会・
沖山 憲孝・伊勢崎 武二・菊池 國仁・浅沼 實・菊池 家司)

議長 協議の結果各担当委員が決定いたしましたので、協議第2号、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局より説明いたします。

事務局 協議第2号、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

事務局 経緯と目的について説明します。平成21年1月に農林水産省経営局長より通達があり、農業委員会が行う活動内容の点検・評価を実施することとなりました。そこで農業委員会では、適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしてい

ます。そこで、農業委員会では、毎年3月の総会にて、「平成30年度の活動の点検・評価」と「平成31年度の活動計画」を協議し、地域の農業者等から意見の募集を経て、4月総会にて決定し、その目標に向け1年間活動しております。改正法では地域農業者等への意見の聴取を定めてはいませんが、自主的な形で意見の募集期間を設けようと考えております。「平成30年度の活動の点検・評価」案と「平成31年度の活動計画」案を決定いたします。4月2日から16日までの2週間、島内在住の方より町のホームページにて、この案に対する意見と要望の募集を行います。島内在住の方からの意見と要望がありましたら、それを踏まえて「平成30年度の活動の点検・評価」と「平成31年度の活動計画」の決定を行いたいと思います。

最後に「平成30年度の点検・評価」と「平成31年度の活動計画」を公表いたします。公表の方法は、前年と引き続き農業委員会ホームページにて公表する方法を考えております。

事務局 農業委員会ホームページでの、意見・要望の募集の掲載につきましては重複する説明は省略させていただきます、裏面に移りまして…意見等を提出できる方が、島内在住の方に限らせてもらいます。意見等の提出方法、任意の用紙に「農業委員会の目標と計画への意見」と明記し、住所、氏名、ご意見をご記入の上、下記まで提出ください。なお、ご提出いただいた原稿は返却いたしません、ご意見・ご要望があった場合も個別の回答は行わず、委員会の考え方とあわせて目標及び計画を公表いたします。その意見提出及び問い合わせ先、農業委員会事務局となります。

農林業センサスの農家の定義ですが、農家は、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または、農産物販売額が年間15万以上ある世帯となります。・自給的農家の定義は、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が年間50万未満の農家となります。

- ・販売農家の定義は、経営耕地30a以上または農産物販売額が年間50万円以上の農家となり、そのうちの・主業農家と準主業農家の違いは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家で、所得の50%以上が農業所得の場合が主業農家で、50%未満が準主業農家となり、それ以外が副業的農家となります。

次ページから改めてページ番号を下部に設けておりますが1から8ページが「平成30年度の活動の点検・評価」9から11ページが「平成31年度の活動計画」となります。

まずは1から8ページの「平成30年度の活動の点検・評価」につきまして、例年こと細かく説明をしておりましたが、各種数値におきましては実績による数値の積み上げとなり、活動実績についても30年度実際の活動の書きぶりとしております。本年度は申し添えておきたい点のみ、かいつままでの説明をいたしますので、4月25日までにご質問やご指摘、ご意見をいただけたらと思います。では1P目ですがページ中段右側の認定農業者数ですが前年108経営体から3件増加し、111経営体となっております。

ページ移りまして次ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては省略させていただきます、3P目「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について目標数4経営体に対し15経営体の新規参入者数が新規経営を開始しました。参入者の経営確保のための農地面積では目標1haに対し、8.02haとなり目標値を上回る結果となりました。武二委員の新規参入者への指導・経営農地のあっせんを前任より伺っておりますので、そのことを評価として文言入れ

させていただいております。

4 P目「遊休農地に関する措置に関する評価」につきまして1番目の「現状及び課題」における有休農地面積は年々減っている数値推移となっておりますが、この数値は利用状況調査での△印【1号有休農地】となる、まだ農地として再生できる筆の面積となります。結果としては山林化している農地、狭小による農業利用用途が見込めない筆となる2号有休農地に関しては除外されていることとなります。5 P目「違反転用への適正な対応」につきましては前年より変わりありません。6 P目上段は「農地法3条による議案申請（ほぼ所有権移転案件となりますが）許可の取り扱い件数」ページ下段は農地から宅地等地目変更をかけるとなる転用許可申請案件の取り扱い件数となります。7 P目上段は農地所有適格法人数（畑や田を所有できる法人となりますが）となり本年度は、新たに八丈農業として菌床栽培を農業分野として認知したことで、あらたに菌床栽培を生業とする法人が1件加算されております。7 P目情報提供についての「件数」についての補足説明ですが、取り扱ってきた案件筆数ではなく、議案における番号数となり所有権移転案件を例にしますと仮に1人の譲渡人が3筆を譲受人に引き渡す案件については1件とみなしております。9 P目からは新年度の活動計画となりおおよそ例年の平均値もしくは実態に沿った現実の数値及び文言にて計画案を作らせていただきました。簡単ではございますが、説明としては以上に留めさせていただきます。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、何か気が付く点がありましたら4月の25日までに事務局へ報告をお願いします。それでは続きましてその他平成30年八丈町農地賃借料情報について事務局より説明をいたします。

事務局 その他（1）平成30年八丈町農地賃借料情報について

別添1としてA4番両面刷りの1枚資料となりますが、昨年1～12月までの総会案件における賃借料情報となります。表は10a換算での賃借料情報となり、裏面が個人情報に抵触しない範囲での案件一覧の詳細情報となります。いずれも実績に基づく数値のため、この資料を農業委員会HPの方に掲載させていただく予定です。説明は以上となります。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

1 番委員 _____

2 番委員 _____

八丈町農業委員会会長 _____